第1回犯罪被害者等支援条例制定に係る懇話会 会議録

1 日 時

平成31年3月29日(金)14時~16時

2 場 所

大阪市役所 屋上階 (P1) 共通会議室

3 出席者

【委員】(50音順・敬称略)

大岡 由佳 武庫川女子大学 文学部 心理・社会福祉学科 准教授

大川 哲次(副座長) 認定 NPO 法人 大阪被害者支援アドボカシーセンター 代表理事

川本 哲郎(座長) 同志社大学 法学部 教授

武 るり子 少年犯罪被害当事者の会 代表

田畑 耕一 TAV 交通死被害者の会 事務局長

林 良平 犯罪被害者の会(つなぐ会) 理事

松山 純子 弁護士

【オブザーバー】(敬称略)

伊藤 幸美 大阪府警察本部 総務部 府民応接センター 被害者支援官

【大阪市】

田丸 卓嗣 市民局 理事

山本 功人 市民局 ダイバーシティ推進室長

古武 誠司 市民局 ダイバーシティ推進室 共生社会づくり支援担当課長

木村 和彦 市民局 ダイバーシティ推進室 共生社会づくり支援担当課長代理

木場 悟 市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課担当係長

4 議 題

- (1)座長及び副座長の選任について
- (2)犯罪被害者等支援に関する状況について
- (3)犯罪被害者等支援条例の制定について

5 議事要旨

資料の確認

委員及び出席者の紹介

市民局理事あいさつ

議題(1)座長及び副座長の選任について

- ・委員互選により川本委員を座長に選任
- ・川本座長より大川委員を副座長に指名

議題(2)犯罪被害者等支援に関する状況について

- ・資料1~3に基づき、事務局より説明
- ・資料4に基づき、大阪府警察本部・伊藤支援官より説明

議題(3)犯罪被害者等支援条例の制定について

資料1・5・6に基づき、事務局より説明

田畑委員

・いろんな支援の仕組みがあるが、すべて申請があれば給付するという形で計画しているのかを確認 したい。府警と市に聞きたい。

古武課長

・制度を作った場合には、申請になると思う。

伊藤支援官

・府警での経済的支援の制度は、被害者と接する中で執行しているものなので、申請制ではない。

田畑委員

- ・事件が起こると、被害者遺族というのは3か月くらい頭の中が真っ白になるが、その間にもいろんなことが進んでいくので、顔を上げてみたら手遅れになっていることが多い。
- ・大阪市で独自色を出すのであれば、初期の緊急介入。申請ではなく積極的に組織な介入をしてほし い。
- ・被害者なのか加害者なのかわからないという段階ではなく、すぐに生活が困窮するので、福祉政策的な面から見ても生活を支えるという意味で、緊急介入という条項は入れられないかなと思う。
- ・万一、その人に責任があったとしたら、あとから取り戻せばいいと思う。まずは生活を支えるということ。
- ・これを入れるのは、なかなか難しいと思うが、大阪市がやれば全国をリードすることになるのでは ないかと思う。
- ・それと関連して、被害者側に弁護士は付かない。自分の経験などからみると、事件が発生した段階 で、交通犯罪の場合は、加害者側から保険会社や弁護士がすぐに来て、どんどん言ってくる。
- ・被害者側は素人で、言いくるめられてしまう。
- ・被害者側にすぐに弁護士が付いてくれる制度は作れないのかなと思う。
- ・今日電話してきた人は、自分が人身事故にあったとのことであったが、加害者がいろんな公費を使って、例え刑務所に入ってもそれは公費で賄われる。しかし被害者側はほとんど泣き寝入り、ほったらかし状態。
- ・軽微だと思われることについても、同じようにしていただきたいと思う。

大川委員

- ・資料1の右下の(2)の「制定するにあたっての検討課題」。
- ・大阪市の条例制定の目玉にしていただきたいというのは、見舞金として多額の金が出せないという のは現状としてよくわかっている。

- ・育児や家事の支援のための給付金制度。明石市はすごいが、そこまでできるかどうか。
- ・ぼくの理念としては、明石市くらいはいってほしい。
- ・そういう制度を新たに作る場合は、被害者支援は誰のためにあるのだろうか。被害者のためですよ ね。
- ・今日も被害者の関係者が来られているが、ここに書かれている、被害当事者の方の意見をいろんな 面で、見舞金とかそれだけではなくて、そういうのを聞ける制度を作っていったらいいのではない かと思っている。

田丸理事

- ・われわれも他都市の状況などを踏まえて、今後どういうことが課題になってくるのかということを あげていく。これ以外にも実際、当事者の方がいろんな場面でお困りになっていることとか、もう ちょっとこういうことの後押しがあったらいいとか、手助けがあればといったことが、他都市状況 や日ごろの相談窓口でやっている中や、それ以外でいろんなご意見がありましたら、この場がそう いう場だと思っている。
- ・一方で、予算の問題などもあるにせよ、どういったことを優先順位で考えていったらいいのかなということもあるので、こういうことが大事なのではないかということを、みなさんからご意見いただけたらありがたいなと思っている。

川本座長

- ・私の方から、情報提供をさせていただきたい。
- ・資料で政令市の情報が出ているが、新しいところというのは名古屋と横浜だけとなっている。それ 以外は 5・6 年前にさかのぼっており、時代というのがあって、規定されていないものもあるので、 参考になるのは名古屋と横浜だと思う。
- ・それ以外に全国の状況でいうと、都道府県単位の特化条例というのが昨年は非常に多かった。
- ・政令市はそれほど動きは出てないが、名古屋、横浜、大阪とくる。
- ・おととしから去年の約1年の間に、大分、福岡、滋賀、北海道、埼玉が条例を作った。
- ・それを追いかけて、大阪府と三重県、和歌山県が作って、これが今年の4月から施行される。
- ・そして今、東京都と長崎県が検討している。
- ・今は、都道府県の方が動いていて、それに応じて、大阪府で大阪市、長崎県はまだ検討中だが、すぐに長崎市が反応して、長崎市も検討するということになっている。
- ・そういうところの状況を見ていただきたいというので、少し紹介すると、三重県は都道府県で初めて見舞金制度を作った。大体、見舞金制度というのは市町村の条例が多い。都道府県では一つもない。その見舞金制度を県がやるということにしている。
- ・和歌山県は、生活資金の貸付、弁護士相談費用の負担を打ち出している。
- ・横浜市の場合は、被害者や同居する家族を対象にして、家事、介護、子育てにかかる費用の 9 割を助成するということを考えている。
- ・横浜市の場合は、条例には出てなくて、これ新聞報道です。それぞれの地域の新聞が、条例の検討 の段階で報道をされているので、そこからのもの。
- ・長崎、滋賀、北海道、福岡なんかも、それぞれに特色あるものがありますが、特に大阪府の場合は、 被害者支援の調整会議というものを作る。それが大阪府の大きな特徴となっているので、大阪市と

どう連携していくのかということが、一つ大きな課題となるんだろうなということである。

- ・それでは順番に、それぞれ今のご意見あるいは事務局の説明を踏まえて、ご意見を賜りたいと思う。
- ・大岡委員から順番にお願いする。

大岡委員

- ・大阪市で条例を作る以上は、何か売りになるような独自の取組みがあるといいのかなと強く思う。
- ・初期緊急介入の必要性というものも、どういう形でか実現できるのであれば、それに越したことは ないと思っている。
- ・本来であれば、犯罪被害にあった方に、見舞金だけでなく、貸付金などが設定できればいいが、経済的な状況を考えた時に、実現することはすぐには難しいのかもしれないということも、現状としてあると思っている。
- ・といった時に、資料 1 の「本市の条例制定に向けた検討」にあった(2)の「制定するにあたっての検討課題」の一つ目に、「見舞金及び家事や育児などの支援のための給付制度の導入検討」とあったが、その部分の家事や育児などの実質的サポートのところで、何か大阪独自の姿勢は出せないのかというふうに考えている。
- ・具体的には、他市の条例の中に、日常生活の支援、非常に柔軟な形で明記されているところも、例 えば横浜市や明石市とあるが、残念ながら非常に利用件数が少ないという課題がある。
- ・これは、周知が徹底されていないということもあるが、よくよく見ていくと、日常生活支援の期限が非常に厳しく設定されていたり、発生時期が設定されているがゆえに、あとからその支援を申し出た時に該当しなかったという状況があるということが見えてくる。
- ・大阪市として、そういったところを考えるにあたっては、できるだけ柔軟に市民が扱いやすいもの にしていくという視点が必要になってくると思う。
- ・私は、障がい者福祉の専門で、大学で教授しておりますので、その視点から一点捕捉させていただ く。
- ・福祉分野において、例えば高齢者、障がい者というような、福祉的課題を持つ人たちについては、 介護保険法、障害者総合支援法という枠組みの中で、支援が必要になったときには、すぐに支援が 入る形がとられている。
- ・また、そういった方たちが、何の支援をしてほしいかわからないという状況もあるので、計画相談といって、その方が求めているニーズがどういうところにあるのか。どんなことをどんなふうにしてもらったら、生活がもっとよりよく、またこの大変な状況を少しでも軽減できるのかということを考えてくれるケアマネージャーがついている。
- ・具体的には、介護等支援専門員や、障がい者の方であれば相談支援専門員がついているが、犯罪被害にあった時に、恐らく警察からこの方は犯罪被害者であるということを、認定してもらうという 仕組みが一段階必要になると思うが、被害者にもそういう専門のコーディネーターをつける視点が必要じゃないかと思っている。
- ・そういうものを新たに作るというのは、非常に大変な話である。
- ・市として検討してほしいと思っているのは、例えば障害者総合支援法の枠組みを広げることができないのかというような話である。
- ・実際、数年前に、この生活支援をするにあたって、難病の方にもその枠組みが広げられた。

- ・また、被害の対極にある加害側の矯正施設に入っている方たちが、矯正施設から地域に出てくる際 の地域移行という支援の中で、障害者総合支援法を拡大適用していくということが進められている。
- ・その枠組みに犯罪被害者を入れるかどうかということは議論の余地があるが、やはりなかなかこういった条例の中で、家事支援等を入れようと思っても、それを利用できるような仕組みにない以上、少しでも理に適うような形で進めていくということが、大阪市の目玉になるのではないかと思う。

- ・ご議論でいろんなご意見を出していただくが、それを条例に規定するのか、それとも指針とか運営 要綱などでやるのかという問題がある。
- ・横浜の9割補助などは新聞報道に出ているだけで、条例の中には一切書いていない。
- ・そういう要望を実現するということが大事なので、条例でやっぱり書いておくべきだということなのか、それとも指針などの運用でそういうことを実現していくのかということも考えていただきたいと思う。

大川委員

- ・先ほど出た加害者と被害者の国の支援のバランス。
- ・加害者は実刑になって刑務所に行って、作業はやっているが、その教育とか、出てからの保護観察制度とか、国の費用を使って息の長い支援をやっている。
- ・被害者の場合は、今の日本の現状では、ヨーロッパなんかと比べてすごく遅れていて、被害者自身 がしないといけない。
- ・法テラスとか弁護士会の支援とか、市役所や府警・府の支援などいろいろあるが、根本的な支援ではない。
- ・ほんとに一部だけの支援。
- これを変えないといけない。
- ・今回、大阪市で条例を作るが、条例を作ることも大変だが、被害者支援の体制というのを、日本を 変えるというくらいの視野で検討していく必要があると思う。
- ・ヨーロッパでは、保険制度や基金制度もあり、自賠責以上の障がいを受けた場合の相当の損害賠償 をしているが、日本は全くそこまでいっていない。
- ・これは地方から変えていかないといけない。
- ・犯罪被害者支援で一番足りないのは、経済的支援である。
- ・政令市や明石市は結構やっているが、それでも金額は極めて少ないが、やらないよりましである。
- ・今回の大阪市の制定の検討課題として、まず、見舞金や育児、生活の一部補助とか、できたら全額 出してあげたいが、それは無理かもわからないが、そういう芽生えを作ってほしい。
- ・犯罪被害者支援というのは、被害者以外の人がやっているわけではない。
- ・被害者のためにやるのだから、被害者が何を望んでいるかということを、日本の被害者支援制度で は汲み上げる必要があると思う。
- ・それぞれの分野において、被害者の意見をあらゆるところで聴いていくというシステムを、これか ら作っていくべきだと思う。
- ・大阪市は市民に直結している地方公共団体なので、市民から直接声を聴き取っていくということが 必要だと思う。

- ・もう一つは、犯罪者には国の費用で弁護士を付けてくれる。
- ・今、法テラスとかがあるが、あれも極めて不十分。
- ・被害者側にも当番弁護士を国の費用で呼べるという体制に行ってほしい。
- ・大阪市の条例をきっかけとして、みなさんにそういう問題意識を持ってもらうということを望んでいる。

- ・立替えという場合と給付という場合は違う。
- ・和歌山県の立て替えというのは、県が立て替えて、それを和歌山県が徴収するという制度なので、 財政的には和歌山県が負担するということではないが、立替金を回収するための費用の問題がある。
- ・見舞金の場合は給付なので、返してもらう必要はないが、故意犯と過失犯の区別があって、先ほど も出ていたが、故意の犯罪に限られている。
- ・犯給法が故意犯に限定しているから、見舞金もそれに準じている。
- ・ところが、京都府の福知山市で花火の事件があったときは、これは過失犯であった。
- ・その理由は、過失犯は大抵が交通犯罪で、交通犯罪は保険が出るから対象外だと考えられている。
- ・ところが、福知山の花火事故は交通事件ではないので、対象にならないということになって、福知 山は特別に見舞金を出すということをしたので、そういうところも一つ考えどころかなと思う。

武委員

- ・自分の昔を思い出して、何が助かったかなというと、日常生活の支援がとても助かった。
- ・私は近所の人からしてもらったが、食事の世話から買い物からいろんなことをしてもらって、それ がとっても助かった。
- ・被害直後は、そういうことができなくなったから、そういうことを誰でも受けられるということが 大事だと思う。
- ・私は地域の人に助けてと言えたが、そんな人ばかりではないので、なかなか言えない。
- ・そういう場合は、しっかりとした制度を作って、必ず受けられる。
- ・私は大丈夫ですという人もいるが、そんな人にも時期を見ながらどうですかということは言っても らいたいと思う。
- ・遺族になって、自分が言ってもいいのだろうかとか、こんなこと支援が受けられるのだろうかとか、 まずそういうことを多くの人が思うと思う。
- ・私は介護保険を昨年初めて申請したが、その時もっと早く教えてほしかったと思った。
- ・こんなことが利用できたんやということが分かったときは、遅くて使えなかった。
- ・介護保険があるということは知っていたが、自分が使えるとは思わなかった。
- ・なるべくなら自分で頑張ろうと思ったので、結局使わなかった。
- ・被害者問題も同じである。
- ・私たちは自分が使えるかわからない。
- ・介護保険のようにケアマネージャーがいたらいい、その方が付いた時に、とても安心感があった。
- ・とても丁寧な説明だったし、こういうことが受けられるんですよと言われて、話が進んだ。
- ・そういう仕分けをしてくれる人がいない限り、当事者に届くのがとても難しいような気がするので、 そういうことを考えていただきたい。

- ・それと、兄弟の支援というのがとっても大事だということが、だんだんわかった。
- ・昨年、アドボカシーセンターのシンポジウムや、WiLL という会でもやったが、親はしんどいな、苦しいな、眠れないなとなると病院に行くことができるが、事件にあった本人のほかに兄弟がいる場合、兄弟は何か辛いと思っても行けない。
- ・兄弟の支援がとても大事だと思うので、ぜひしていただきたい。
- ・私の経験だが、うちのお兄ちゃんの下に、娘と息子がいて、娘の小学校時代の先生がとってもよくしてくれた先生で何年も経ってから会った時、「武さん申し訳なかったね。あの頃、自分は何をしていいかわからなかった。とっても心配していたが、どうしていいかわからなかった。」ということを聞いた。
- ・ありがたいなと思ったが、振り返れば、その当時にその先生が思った時に、もうちょっと関わって くれたら、娘にとって良かったかなと思う。
- ・その先生はどうしていいかわからなかったと言ったので、例えば兄弟のいる学校に知識のある方が 入って説明をしてくれるとか、こんなことができますよとか、こんな心情ですよとか、ちょっとア ドバイスがあったら、もっと先生は関わりやすかったんじゃないかなと思う。
- ・私の近所に、本当の意味のおせっかいな人が多かった。
- ・それは大阪の良さかもしれないと思う。
- ・心配しているなら、言ってほしいが、言いにくい。言えない。言っていいのかわからない。犯罪被害ってどんなものかわからない。
- ・そんな時には、事件にあった本人に兄弟がいたなら、兄弟にも支援がいくように、残された兄弟の 学校にもアドバイスが必要だと思う。
- ・大きな事件が起こったり、学校が関わっている事件が起きると、スクールカウンセラーの人がすぐ 行く。
- ・周りの生徒が大変だということで行く。
- ・だけど、残された兄弟の学校には行かない。
- ・私は、残された兄弟の人の話をたくさん聞いているが、先生方が何をしていいかわからない状態になる、放心状態になったりもすると聞いているので、ちゃんとそういうところに手を差しのべていただきたいと思う。
- ・それと、損害賠償の援助をしていただきたい。
- ・明石市はすごくいい条例を作っている。賠償金を請求しても払われない、本当に理不尽なことが起 きている。
- ・遺族はいろんな思いを抱える。
- ・請求したいけれども、請求したら自分がなんかすごく悪い人間のように感じたり、当然請求しない といけないが、しにくかったり。
- ・また、いつも督促して手紙書いたりしている人は、自己嫌悪に陥ったりする。
- ・それをやめてしまうと、子どもを見捨てたような感覚になったり、いろんな思いを抱えているので、 ぜひ賠償金の立て替え払いはしていただきたい。
- ・立替払いでないとダメ。
- ・そういう事をしていただいて、加害者からちゃんと回収するべきだと思う。
- ・個人ではできないので、そういうことをしていただきたいと思う。

- ・今のご発言で私も思うのは、時代で少しずつ良くなっていると。
- ・その例を申しあげると、二次被害なんかはそう。
- ・二次被害のことは、政令市の最初のころの条例には書いていない。
- ・今の新しい条例には、ほとんど二次被害のことは書いてある。
- ・行政であるとか、警察であるとか、医療であるとか、そういうところの関係者が心無い発言をして、 被害者がさらに傷つくという、二次被害のことについては意識が変わってきたわけである。
- ・そういうのをぜひ反映させていただきたいというのは、今の兄弟、家族の支援なんかがそうである。
- ・昔はそういうのがあまり出てこなかったが、最近ようやくそういうところに光が当たってきたんで、 そこになると学校の役割とか、そういうものも非常に重要になってくる。
- ・これも新しいところで、学校の役割というのを条例で規定しているのがある。
- ・滋賀、三重、長崎である。
- ・新しい条例のところは、学校の役割みたいなものを規定しているというところもあるので、そうい うところも考えていただきたい。
- ・あるいは、PTSD なんかもそうである。
- ・心的外傷性ストレス障害ということで、被害を受けてから被害者が苦しむというなことは、犯罪で はないが、阪神淡路大震災で広まった。
- ・それが東日本に生きた。
- ・阪神淡路の時はスクールカウンセラーはほとんど行かなかったが、東日本の時はそういう教訓があったから、多くの精神医療関係の人が入っていった。
- ・時代の流れというか、それで学習していって改善されているということがあるので、ぜひ新しい条例では、こういうものを吸収していっていただきたいと思う。

田畑委員

- ・犯罪被害者等支援という言葉自体がいけないと思う。何かしていただく。
- ・だから、いろんな遠慮があったり、当然の権利なのに。
- ・犯罪被害者等権利条例としたら、だいぶ違うだろうなと。
- ・人権の問題で、権利だと思っている。
- ・私も二十何年ずっと心引きずってきて、そこに至ったわけであるが、その視点になるとずいぶん変 わると思う。
- ・それと、経済的支援ということで、行政としては予算措置しないといけないと思われるが、足さなくても、実質同じ事がある。
- それは減免である。
- ・例えば、一家の大黒柱が命を絶たれると、健康保険がきかなくなる。
- ・それもいろんな手だてがあるが知らないから、保険が切れているから子どもを医者に連れて行けないということを聞いたことがある。
- ・事件に関わって一家の経済がぐちゃぐちゃになったその瞬間に、健康保険の支払いはいったんストップするとか、いろんなところで税金とか授業料とかを猶予してほしい。
- ・条例を制定されるときに、給付の予算はとなるけれども、そうではなくて、実質同じ金額なんだけ れども、減免するという発想はどうかなと思う。

- ・あと、加害者の責任を追及するということでは、一旦行政等が損害賠償を立て替えるけれども、取 り立てるべきである。
- ・民事裁判で賠償金が決まって、結局お金がないということで、本当に払えない人もいるが、お金を 持っている人については、差し押さえをするというような発想が必要ではないかと思う。
- ・私のところは、交通犯罪ということで保険金は出たが、保険会社が本来、この事件に対してはこれ だけ払うという金額を決めている。それを基に保険料を集めている。
- ・でも、ほとんどその何分の1しか払われていない。
- ・軽微な事件であれば難癖をつけて、子どもが飛び出したから、ひき殺しても刑事罰にはならないし、 そうなると賠償金も信じられないようなことになっている。
- ・交通犯罪の場合は、保険金があるということを隠れ蓑として、心を痛めている人が多いということ をお伝えしておきたい。
- ・保険のきかない犯罪の方、うちの会員にも家族が殺された人がいるが、その時はまず身内が取り調べを受ける。
- ・悲しみたいのに、犯罪者のように聞かれたりといったようなこともある。
- ・犯罪被害というものはどういうことかという広報を、もっと強力に推進していただけたらありがたいと思う。

・私は、大阪府の懇話会にも出させていただいたが、その時、林委員が支援という言葉は上から目線 であるというご発言をされたと記憶している。

林委員

- ・加害者は国家公務員扱いだ。
- ・犯罪を犯した瞬間から、国の税金でずっと面倒をみてもらう。
- ・和衷会というのを、この間見に行ってきた。
- ・刑期を満了した人間。仕事がない。そういう人たちの面倒をみるという建物で立派なものがあるが、 その人たちは犯罪を犯して刑を済ませた一般人のはずなのに、特別扱いで、国の予算で建物なり、 民間委託しているが、バックアップする。
- ・でも、ぼくたちがお願いする被害者の補償の問題とかのことには、金がないということで、全部無 視される。
- ・それはどうなんだと。
- ・ヤジロベーがどっちに傾いてるのかということで言えば、決して被害者側にはぶれることがないという感想を持っている。
- ・大阪府の懇話会でも府の目玉をやってくださいということで、大阪府と 43 市町村との連携の取り方とか、条例ができた時には、いろんな連絡会議を作って、それがいいのかどうかを被害当事者にも聴いて、また改良していくということをお願いした。
- ・今日の資料の中にもその文言が入っているようであるが、今度、この懇話会の 2 回目でお願いしたいのは、他の政令市でいろんな条例を作っていて、それの発表ではなくて、その支援を受けた被害者の人の不満などを集めて、出してもらいたい。
- ・それを踏まえた、良い制度を作れるような懇話会にできないのかなと。

- ・制度というのはできたらその瞬間から古くなるわけで、当事者の意見を聴いて、それに対する不満 部分を改良したものを、大阪市の条例としていくかという姿勢が大事だと思う。
- ・これこそが、大阪市の目玉になるのではないかと思う。
- ・条例の中に、そういうのを盛り込むことをめざしてもらえればありがたいと思う。

- ・市町村レベルでは、そういう試みをされている。
- ・市の条例ができると、それを追跡調査して、被害者の方にアンケートを取ってという枠組み。

林委員

・それを踏まえた大阪市の条例を作るという姿勢を、この懇話会で持っていってほしいなと思う。

松山委員

- ・初期の緊急介入の必要性というのは、私、被害者支援で、日々被害者側の相談に乗っている弁護士ですけれども、みなさんのお話しから必要だなということは日々感じている。
- ・当初はそれどころではないと。
- ・生活するのに精いっぱいで、とてもじゃないけど弁護士のところへ相談に行くというような気力の いることをできない。
- ・そもそも自分に何が起こったかを整理できないという方がたくさんおられるので、弁護士会として は、出張相談という仕組みを2年くらい前に作ったが、利用件数は年に数件というレベルである。
- ・そもそも出張相談があるというところにつながらないということで、利用が伸びなかった。
- ・この3月から検察庁との連携を始めて、検察庁の方で事情聴取をした検察官から、弁護士へのアクセスが必要だなと思った分について、直接委員会の方に相談をしてもらう。
- ・早い段階で相談に乗れるようにという仕組みが始まったばかりであるが、この1か月で一気に5・6件という形できていて、こちらの方は割とスムーズにいっているのかなと思う。
- ・それとの関係で、検察庁よりも、より初期の段階で被害者に接する警察の方。DV などの相談で早い 段階で接する役所の方。窓口をはっきりさせて連携をしていくと、被害者の方も何回も同じ話をし なくて済むし、良い体制が取れるのかなと感じているところである。
- ・条例に書いてほしいことという意味では、各窓口の連携の必要性というのは、きっちり明記をした いなと考えている。
- ・窓口をはっきりさせる部分は、どこどこが窓口ですよというのは、指針とかのレベルでいいが、条 例にはぜひそれは明記をしていただきたい。
- ・経済的支援の話であるが、被害者側の弁護士が使える制度はいくつかあるが、それも資力の要件があったりだとか、弁護士の会費からお金が出ていたりだとか、本来なら社会的リスクなので、公からお金が出るべきものを、みんなが手弁当で支えていたりだとかまだまだ大きいので、加害者側につく弁護士というのは国費から低額とはいえお金が出るが、被害者側の方はそれがほとんどないばかりに、熱意を持って入ってきても続かないというのは、正直実態として起こっているのかなと思っているところはあるので、弁護士費用の方はぜひ公からの援助という形にしていただけると、相談に来られる方も、なんで被害にあった自分がお金を出さないといけないのかという根本的な疑問を、金額の問題ではなくて、それを抱えながら来られるところがあるので、それはきちんと公の方

から出るから心配しなくていいよという一言が言えると、こちらとしても自信を持って相談に乗れるので、考えていただきたいと思う。

- ・裁判制度としては、損害賠償命令とか従来の裁判に比べたら簡単に判決をもらえる制度が出ているが、やっぱり紙切れになってしまうということが往々にしてある。
- ・加害者の方が財産を持っていても、不動産をみつけても、差し押さえるには名前を出さないといけないというハードルがあったりするので、立て替え払いのような制度で、大阪市の方に債権を譲って、大阪市が押さえるというような制度になると、ずいぶん違うだろうなと思う。
- ・現在、実際に相談に乗っている方も、不動産をみつけたところまではいいが、登記簿に私の名前が 載るのというところで止まってしまうというところがあるので、そういう体制の支援をお願いでき たらなと思っている。

川本座長

- ・私は刑事法学者なので、罰金の研究をしたことがあるが、罰金の取り立てがなかなか大変である。
- ・それを調べてみたら、今は地方自治体で給食の費用が取り立てられないとかは、民間企業に任せた りしている。サービサー(債権回収業者)というのを使っているところがある。
- ・だから、取り立てる方法はある。餅は餅屋で、検察官が罰金取り立てるよりは、専門の方がやる方 が確実だというのもある。
- ・立て替える場合の業務であるとか、その費用であるとかというものの計算という話をしたが、そこ は補足させていただきたい。
- ・いろんなことが考えられるだろうということである。
- ・あと人材育成、これが被害者支援の方もなかなか難しいものがあり、また、自治体の方も、条例ができたら担当者も配置されるが、大体 2・3 年で交代するというのがあって、その欠点が出ているのが、児童虐待の児童福祉士である。
- ・そういう専門の方が少ないというのが、ものすごく問題になっている。
- ・そういう人を育てるには時間がかかる。
- ・いきなりすぐに、児童福祉士が1年で専門的な知識がつくかといえば、それは無理なことなので、 もうちょっと長期計画というか、被害者支援に関わる人を自治体が育成すべきである。また、住民 の意識も変えいく必要があるが、条例ができるということは、住民の意識が変わるということにつ ながると思う。
- ・そこで人を育てるというのを、長期計画で考えていただきたいということをお願いしたい。
- ・もう一つは、緊急的な直後の支援が一番重要であるというのは確かであるが、その次は継続性であると思う。
- ・直後の重要性から、3 年 5 年 10 年と経っていった時に、どれだけ支援が継続できるかというと、そこで大事なのは自治体なんだろうと。
- ・地方自治体は一番住民のそばにいるところなので、そこのところも考えていってほしいし、そこに いくと次は、社会福祉との連携ということが出てくると思う。
- ・そこらも大きい図を描いていただきたい。
- ・私は専門家なのでいろいろ調べてみたら、体制のところだけは各条例で書きぶりがかなり違う。
- ・推進会議を置くというのは全部あり、見舞金の額は大体同額でおいている感じがあるが、体制だけ は自治体ごとで違いがあるような気がしているので、そこでいかに合理的な良い制度ができるかと

いうのは重要なことだと思っている。

大岡委員

- ・人材育成の面で意見をさせていただく。
- ・人材育成をどのようにしていくかということが、大阪市の今後の犯罪被害者の権利をどう持ってい くかということにつながると強く感じている。
- ・実際、今の大阪市の相談件数は年間で100件に満たないと聞いている。
- ・一方、中核都市である Y 市は平成 31 年度に新たに条例を施行するが、ここは 600 件から 800 件くらいの年間相談件数があると聞いている。
- ・Y 市は初めからそんな件数があったわけではなく、Y 市が取り入れたものとしては、専門職を3名 配置した。
- ・臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士という資格を持ったものを配置して、市の既存の制度を フル活用できるように案内をしていくということをしている。
- ・犯罪被害の専門となっていくと、なかなか行政の中でそういう人をずっと保持していくのは難しいわけであるが、専門職を活用することによって支援の質が担保できる。専門職の方々は、例えば弁護士であるとか、民間被害者支援センターであるとか、いろんなところの活用をうまくするというノウハウを持っている方たちである。
- ・また、専門職の方々は、聴くということのノウハウを持っている方たちになる。
- ・市として、今後条例を作った以上は、相談件数が増えていくということが一つ目安になってくるし、 市民へも条例を作った意味というものが理解される、重要な目安になっていくので、そこを検討い ただけるといいと思っている。
- ・先ほど権利の話が出ていたと思うが、今、加害者側には「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法)というものが一昨年(H28)の12月に施行され、大阪市でもこの再犯防止推進法に基づいて、いろいろと話が進んでいると聞いている。
- ・全国の再犯防止推進法による支援の目玉は、生活支援と就職支援である。
- ・つまり、加害者側にはそういった社会復帰、生活再建の手助けの指針が出されようとしているにも かかわらず、被害者にはそういった道すら用意されていないといった状況ではないかと思う。
- ・せめて、市が加害者にかける予算と同等のものを求めていくという強い姿勢で、ぜひこの懇話会の 方も進めていただけるとありがたいと思う。

大川委員

- ・アドボカシーでは、昨年1月から12月の電話相談・面接相談の実績が1,751件ある。
- ・電話相談が 1,660 件、面接相談が 91 件。
- ・過去 10 年間をみても、8,454 件。
- ・これは、アドボカシーの相談員が専門的知識で、きっちり丁寧に対応していることもあるが、広報 も重視している。
- ・直接支援をみても、去年の実績が 104 件。過去 10 年間でも、3,565 件の実績をあげている。
- ・他の支援活動について、アドボカシーはかなりハードな研修を行っていて、現在 19 名の被害者相談 員がいる。
- ・その相談員を含む被害者支援に必要な訓練を受けた支援活動員が47名いる。

- ・アドボカシーの基本的スタンスは、被害者に対して親切である。
- ・支援活動員が被害者に寄り添いながら丁重な聴き取り。聴くのがすごく大事だと思う。
- ・大阪市、大阪府、府警本部などと、密に研究会とか検討会を重ねており、そのうえで、被害者にとって最も適切な支援はどういうものかと、絶えず考えながら、悩みながら支援を進めている。
- ・大阪府に条例ができたが、そこでもオール大阪で。
- ・支援というのはバラバラではだめである。
- ・大阪市が今度条例を作るにも、大阪府の内部的ないろんな関係機関が、密な支援をお互いに実行しながら、どこに行っても、いつでも同じ支援が受けられるという体制を整えていただきたいと思う。
- ・アドボカシーセンターは財政がかなり厳しい。
- ・預保納付金がかなり減らされて、これから 10 年 20 年続けていけるんだろうか。被害者の支援が一番大事であるが。
- ・アドボカシーセンター状況を申しあげると、大阪市からの支援は全くないが、大阪府内の凶悪犯罪 のうち、大阪市は半分以上あるので、大阪市の関係するアドボカシーの支援というのはダントツに 多い。
- ・財政が厳しいながら頑張っている。
- ・私も、代表理事になって 2 年になるが、基本は被害者のためにあるアドボカシーだという気持ちで 日々努力している。

- ・連携ということでいうと、ワンストップは大阪が先進的なところで SACHICO というところがあって、性犯罪被害者のワンストップセンターというのは日本ではかなり早い段階で作られたが、これの改善版というか、埼玉県は性犯罪に限らないワンストップセンターを作った。
- ・そこに、警察と埼玉県と被害者支援センターの三者が常駐している形でやっていて、かなり有効に 機能しているという話を聞いた。
- ・継続性で、自治体や警察は3年くらいで変わるということで、補足すると、それは仕方のないこと だが、むしろOBが増えていくので、それを活用するというような仕組みを考えたらどうかと思っ ている。
- ・京都の例でいうと、京都府警の被害者支援室にいた方たちはすごく思い入れがあるので、20 周年の 記念式典などには、その OB がいっぱい参加されている。
- ・京都市や京都府などの自治体の方もしかりなので、どんどん経験者が増えるというシステムなので、 OB を活かしていくというのも一つの手なのかなと思っている。
- ・大川委員が言われた財政のことだが、現在は自治体から補助金が出てくるというのはなかなか難しいみたいなので、今後は、委託事業とされることが多くなると思う。そこで、大阪市とアドボカシーセンターが協力して事業をするという方向で考えていただきたい。

員委伍

- ・早く、被害者に理解のある弁護士が付くというのはとても大事で、私は事件直後にすぐ探して相談 したが、思うような回答が得られなかった。
- ・当時、警察に行くときに一緒に動いてもらいたいとか、いろいろ聞きたかったが何もできなかった ので、とってもがっかりした。

- ・見つけるのが大変で、信頼できる人を見つけるのに、2年かかった。
- ・いかに早く信頼できる先生を見つけるかにかかっていると、今でも思っている。
- ・会の人と知り合って、着手金をたくさん払っているので、それを代えるのはできないという。
- ・それはそうだと思う。だから、早い段階で見つけられるようになってほしいなと思う。
- ・それには、弁護士会で被害者に付く弁護士をたくさん見つけていただきたい、育てていただきたい と思う。
- ・それにはボランティアではできないので、ちゃんと収入が得られるように、行政とかから得られる ようにならないと増えないと思うので、それをお願いしたいと思う。
- ・それと、大阪市に条例ができると、みなさんは大変やなと思われると思う。
- ・これはもっと大変になるなと。
- ・仕事も重荷になると思う。
- ・私は当事者で、会には 35 家族いるが、相談事がみんな違うので、私が相談を受けた時に満足に返せているかというと、返せていないと思う。
- ・それぞれみんな違うから悩むが、その人が少しでも前に進めるようにということを考えると、せざ るを得ないというか気持ちが動く。
- ・みなさんも、この人が満足するにはどうするかと考えるのではなく、まず、この人が一歩踏み出せるように一緒に考えていくという原点を忘れずに考えていただいたら、そこまで重荷にならないのではないかなと思う。
- ・それと、相談を受ける側も、相談できる人が必ず必要である。
- ・横浜市の方とディスカッションで一緒になったことがあるが、それこそ経験豊富な OB の必ずそこ にいて相談に乗るという方がいた。
- ・相談を受ける側も、突然窓口担当になり、2・3年の経験になるわけなので、相談を受ける事柄はとても難しいし、その人の人生に関わるような問題だったりするので、自信がないとはっきり言いにくいと思うので、相談できる人が必ずいるという安心感があれば、もっと対応ができると思うので、そういう仕組みは絶対に必要だと思う。

- ・大阪市の特徴というのは、懇話会のメンバーに当事者の方が3名おられ、それぞれが、かなり実績を持って活動されてきている。
- ・その意見をいかに、条例ないしは、指針や運営に反映させていくのかということは、非常に重要な ことである。

田畑委員

- ・相談窓口は一人のイメージがあると思うが、複数の人で聴くのが一番よい。
- ・理想からいうと、役所の担当者、警察 OB、弁護士会があるかなと思う。
- ・少なくとも1対1では相談しない。
- ・私のところに相談があった場合、相談のやりとりは事務局員に全部流すし、場合によっては協力弁 護士に名前を伏せて流すなど、必ず複数でやる。
- ・定例会に来られた時には、当然複数で聴く。
- ・それが独りよがりならないし、幅広い視点でということで、相談は複数がいいのではないかと思う。

林委員

- ・ぼくらも定例会をやっているときには、学者や弁護士が来てくれると、いろんな疑問点が出てきて、 ここをどうしたらいいかといった時に、法律的な知識のある弁護士に聴くことができる。これは非 常に大事。そして被害者の相談を受けるのは、複数名で聴くということが大事。
- ・ぼくは、そういう場所が前からほしいなと思っていた。
- ・刑務所を見学しているときに、なんで被害者には刑務所がないんだと。変な言い方だが、集まって 語り合える場所がないと。
- ・この間、和衷会に行った時も、なんで被害者のために和衷会を作ってくれないんだと思った。
- ・せめて大阪市にこういうのがあれば、被害当事者とかそれに関わりのある学者や弁護士が常にいて、 今のこの制度にはどんな問題点があるかということを、ざっくばらんに話ができる。
- ・今困っている人たちに、被害者当事者が語り合うというのは、非常に安心感がある。
- ・いい弁護士も、被害当事者同士とのネットワークでいくと、確たる信念で弁護できる。
- ・被害当事者たちが常に集まりあえる場所というのが大事という意味で、和衷会とか刑務所という話を例えで言っている。
- ・ぼくらは被害者のためにやっているのではなくて、今度被害にあうかもしれない大阪市民のために 提言している。
- ・権利条例というのは大阪市民の権利、もし暴力的にやられた人を、どう救うかという手当のことを 話ししているということを忘れないで、条例を作ってほしい。

松山委員

- ・住居の確保のことで一点補足させていただく。
- ・私は女性ということで、性犯罪に遭った方からの相談が多い。
- ・自宅マンションのロビーとか自宅内とかということで、そこに住むこと自体が毎日フラッシュバックでしんどいという話が出ることが多くて、どうしても引越しというのが一番出でてくるが、それには経済的負担が大きくてという問題があるので、それに対する手当はぜひお願いしたい。
- ・資料 3 で、市営住宅の優先入居の利用実績がないというのを見てちょっとびっくりしたが、市営住宅となると、立地のこととか広さのこととか、被害を忘れて新しい場所でやり直したいと思っている方には、ちょっと不適切という面もある。
- ・引越し費用が全部出たら理想であるが、最初は貸付でもしょうがないと思うので、それに対する援助があったらいいかなと思う。
- ・未成年の被害者が、親の経済状態がよくないのが分かっていたので、引越しをしたいということを どうしても言い出せなくて、かなりしんどい思いを長いことしたとかいう事例をたくさん見ている。
- ・転居費用というのはまとまったお金がいるだけに、何らかの手当てをできたらと思っている。

川本座長

- ・支援者の支援、代理トラウマという専門用語があるが、支援者がまいってしまうという時があるので、それをバックアップするというのが必要だということが、最近ようやくわかってきたことである。
- ・ワンストップという利点は、複数の担当というのができると。一か所にいろんな機関の人が集まっ

ていれば、相談もできるし、複数で対応することも可能だということも言える。

- ・被害者が集う場、意見交換するというのは非常に重要だろうし、顔の見える関係が大事である。 今は便利な世の中になり、メールやいろんなことで通信はできるが、最終的には顔の見える関係で、 直接会って相談するというのが非常に大事なので、そういう場を設けるというのも重要である。
- ・条例ができて広報するということで、住民の意識が変わってくるということを期待したい。
- ・現在では、類型別の支援が非常に発展していて、それは結構なことである。
- ・性犯罪やストーカー、DV とか、それぞれの特徴があるので、その被害者の支援というのは非常に重要なんだけれども、それが分かれてしまってまとまらないというのがあるので、それぞれの経験が 共有できるところがあればよいと思う。
- ・そういう分かれていくところから総合していくというところも大事なんだろうなと思う。